

京都市上下水道局訓令甲第1号

上下水道モニター実施要綱の廃止について次のように定める。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

上下水道モニター実施要綱は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)